



(号外) 独立行政法人国立印刷局

## 〔法 律〕

## 〔目 次〕

## 〔政 令〕

- 石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律(一〇四)
- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(一〇五)
- 平成二十三年度における公債の発行の特例に関する法律(一〇六)
- 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(一〇七)
- 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(一〇八)
- 電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律(一〇九)
- 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(一一〇)

- 環境省組織令の一部を改正する政令(二七七)

卷

毛

吉 吉

吉

八

- 郵便法施行規則の一部を改正する省令(総務一二五)

## 〔省 令〕

## 〔府令・省令〕

- 沖縄振興開発金融公庫法施行規則の一部を改正する命令(内閣府・財務二)
- 活動火山対策特別措置法施行規則の一部を改正する命令(内閣府・農林水産五)
- 計画的風致の維持及び向上に関する法律の規定に基づく市民農園整備促進法の特例に関する省令の一部を改正する省令(農林水産・国土交通一)
- 景観行政団体及び景観計画に関する省令の一部を改正する省令(農林水産・国土交通・環境二)
- 港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令の一部を改正する省令(国土交通六六)
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同六七)

- 総合保養地域整備法第九条の地方公共団体等を定める省令等の一部を改正する省令(同一二六)
- 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令(農林水産・経済産業・国土交通二)
- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(同二七九)
- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整理に関する政令(二八〇)
- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う農林水産省関係政令の整理に関する政令(二八一)
- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う農林水産省関係政令等の整備に関する政令(二八二)
- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令(厚生労働一〇七)
- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第十一条の規定に基づく市民農園整備促進法の特例に関する省令の一部を改正する省令(農林水産五五)
- 雇用開発促進地域及び自発雇用創造地域における地域雇用開発の促進に関する指針の一部を改正する件(厚生労働三〇〇)
- 生活保護法による保護の基準の一部を改正する件(同三〇一)

九

九

九

九

本日公布された法令の「あらまし」は、  
次のページに掲載されています。

卷 目

卷 目

## 本号で公布された法令のあらまし

◇石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律(法律第一〇四号)(環境省)

(一) 特別遺族用慰金等の請求期限の延長  
施行前死亡者の請求期限

日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病にかかり、当該指定疾病に起因して石綿による健康被害の救済に関する法律(平成八年法律第四号)以下「石綿健康被害救済法」という。の施行の日前に死亡した者の遺族の特別遺族用慰金等の請求期限を、施行日から一六年を経過したときとすることとした。(第二条第二項関係)

(二) 未申請死亡者の請求期限

日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病にかかり、当該指定疾病にかかる旨の認定の申請をしないで当該指定疾病に起因して施行日以後に死亡した者(以下「未申請死亡者」という。)の遺族の特別遺族用慰金等の請求期限を、当該未申請死亡者の死亡の時から一五年を経過したときとするとした。(第二条第二項関係)

2 特別遺族給付金の支給対象の拡大

厚生労働大臣は、石綿にさらされる業務に従事することにより指定疾病等にかかり、これにより施行日から一〇年を経過する日の前日までに死亡した労働者等の遺族であって、労働者災害補償保険法の規定による遺族補償給付を受けける権利が時効によって消滅したものに対し、その請求に基づき、特別遺族給付金を支給することとした。(第二条第二項関係)

3 特別遺族給付金の請求期限の延長

特別遺族給付金の請求期限を、施行の日から一六年を経過したときとすることとした。(第五条第五項関係)

(一) 施行期日等

平成一八年三月一七日からこの法律の施行の日の前日の五年前の日までに死亡した死亡労働者等に係る特別遺族給付金については、

労働者災害補償保険法の遺族補償給付を受ける権利が時効によって消滅した時から遡及して支給することとした。(附則第二条関係)

(二) 見直し

政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の石綿健康被害救済法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うこととした。(附則第三条関係)

(三) 施行期日

この法律は、公布の日から施行することとした。

この法律は、公布の日から施行することとした。

この法律は、公布の日から施行することとした。

この法律は、公布の日から施行することとした。

この法律は、公布の日から施行することとした。

この法律は、公布の日から施行することとした。

この法律は、公布の日から施行することとした。

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

3 その他

政府は、子ども手当の支給等の見直しによる歳出の削減について、平成二十三年度の補正予算において必要な措置を講ずるものとするとした。(附則第一項関係)

この法律は、公布の日から施行することとした。

情緒障害且短期治療施設若しくは児童自立支援施設(以下「乳児院等」という。)に入所している子ども(当該知的障害児施設等及び乳児院等(以下「児童福祉施設」という。)に通う者並びに短期間の入所をしている者を除く。)

障害者自立支援法(平成一七年法律第一一三号)の規定により介護給付費等の支給を受けて又は身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二八三号)若しくは知的障害者福祉法(昭和三五年法律第三七号)の規定により入所施設が採られた障害者支援施設、障害者自立支援法の規定によりお従前の例により運営をすることができることとされた。

障害者支援施設(以下「旧身体障害者更生援護施設等」という。又はのぞみの園)に入住し、又は売春防止法(昭和三十一年法律第一一八号)に規定する婦人保護施設に入所している子ども(短期間の入所をしている子どものみで構成する世帯に所住している子ども(短期間の入所をしている者を除き、子どものみで構成する世帯に属している者に限る。))

生活保護法(昭和一五年法律第一四四号)の規定により救護施設若しくは更生施設に入住し、又は売春防止法(昭和三十一年法律第一一八号)に規定する婦人保護施設に入所している子ども(短期間の入所をしている者を除き、子どものみで構成する世帯に属している者に限る。)

第一八号に規定する婦人保護施設に入所している子ども(短期間の入所をしている者を除き、子どものみで構成する世帯に属している者に限る。)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成13年8月三十日

内閣総理大臣 菅 直人

## 法律第百五号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

目次

- 第一章 内閣関係（第一条—第十三条）
- 第二章 総務省関係（第十四条—第十六条）
- 第三章 文部科学省関係（第十七条—第二十条）
- 第四章 厚生労働省関係（第二十一条—第五十六条）
- 第五章 農林水産省関係（第五十七条—第八十六条）
- 第六章 経済産業省関係（第八十七条—第九十五条）
- 第七章 国土交通省関係（第九十六条—第一百六十五条）
- 第八章 環境省関係（第一百六十六条—第一百八十九条）

附則

### 第一章 内閣関係

(災害対策基本法の一部改正)

**第一条 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百一十二号）**の一部を次のように改正する。

第十六条第四項中「ある」を「した」と改め、「は」の下に「速やかにその旨を」を加え、「協議しなければ」を「報告しなければ」に改め、同条第五項を次のように改める。

第五条 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聞くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村に対し必要な助言又は勧告をることができる。

第十六条第二項中「次の各号」を「おおむね次」に改め、第四号を削る。

第四十二条第二項中「次の各号」を「おおむね次」に改め、第四号を削り、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3 市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聞くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

第四十四条第三項中「第四十二条第三項」の下に「及び第四項」を加え、「修正しようとする」を「修正した」に改め、同条第四項を削る。

第六十八条の二第一項に後段として次のように加える。

この場合において、市町村長は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

第六十八条の二第三項中「前項」を「前二項」に改める。

(家庭用品品質表示法の一部改正)

第一条 家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の見出し中「都道府県」の下に「又は市」を加え、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定により都道府県知事が行うこととされた事務の一部は、政令で定めるところにより、市長が行うことができる。

(交通安全対策基本法の一部改正)

**第二条 交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第二百十号）**の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「作成しなければならない」を「作成するよう努めるものとする」に改め、同条第一項中「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第三項中「次の各号に」を「おおむね次に」に改め、同条第四項中「必要があると認めるときは」を削り、「作成しなければならない」を「作成するよう努めるものとする」に改め、同条第五項中「すみやかに、これを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表するよう努めるとともに、市町村交通安全計画を都道府県知事に報告しなければ」に改め、同条第六項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

(活動火山対策特別措置法の一部改正)

**第四条 活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）**の一部を次のように改正する。

第四条中「の各号」を削り、第五号を削る。

第八条第一項から第三項までの規定中「ものとする」を「ことができる」に改め、同条第五項中「協議しなければ」を「報告しなければ」に改め、同条第六項中「を変更する場合」を「の変更」に改める。

(大規模地震対策特別措置法の一部改正)

**第五条 大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）**の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「同法第十一條に規定する地方防災会議等（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下同じ。）は同法第二条第十号に規定する地域防災計画において、石油コンビナート等災害防止法第二十七条第一項に規定する石油コンビナート等防災本部」という。)及び同法第三十条第一項に規定する防災本部の協議会は同法第三十一條第一項に規定する石油コンビナート等防災計画において、次の」を「次に掲げる」に改め、同条第一項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項に規定する指定があつたときは、災害対策基本法第十一條に規定する地方防災会議等（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長）は同法第二条第十号に規定する地域防災計画において、石油コンビナート等災害防止法第二十七条第一項に規定する石油コンビナート等防災本部（同法第二十八条第二項において「石油コンビナート等防災本部」という。）及び同法第三十条第一項に規定する防災本部の協議会は同法第三十一條第一項に規定する石油コンビナート等防災計画において、前項第一号に掲げる事項を定めるものとするほか、同項第一号及び第三号に掲げる事項を定めるよう努めなければならない。

(地震防災対策特別措置法の一部改正)

**第六条 地震防災対策特別措置法（平成七年法律第二百十一号）**の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十一号を削る。

(特定非営利活動促進法の一部改正)

**第七条 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）**の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「知事」の下に「その事務所が一の指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあつては、当該指定都市の長）」を加える。

第十条第一項中「都道府県」の下に「又は指定都市」を加える。

第四十三条の二中「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を加える。

第四十四条の二第一項及び第四十四条の三中「都道府県」の下に「又は指定都市」を加える。



